条件指定画面へ 検索結果一覧へ



メML形式ダウンロード

日本法令索引

お問合せ

このページへのリンク: https://elaws.e-gov.go.jp/searcl

建築基準法

(昭和二十五年法律第二百一号)

施行日: 令和元年十二月一日

データベースに未反映の改正がある場合があります。

最終更新日以降の改正有無については、上記「日本法令索引」のリンクから改

最終更新: 令和元年六月十四日公布(令和元年法律第三十七号)改 正履歴をご確認ください。

正 🕝

目次

築基準適合判定資格者? (建築基準適合判定資格) (受検手数料)

(構造計算適合判定資 (構造計算適合判定資格) (建築物の設計及び工) 築物の建築等に関する (国土交通大臣等の指) (構造計算適合性判定) (建築物の建築に関す 築物に関する完了検査) (国土交通大臣等の指) (建築物に関する中間) (国土交通大臣等の指) (建築物に関する検査 (検査済証の交付を受 特保全)

豆建築物に対する措置) (建築監視員)

(違反建築物の設計者) (保安上危険な建築物) しく保安上危険な建築 第三章の規定に適合し 報告、検査等)

(建築物調査員資格: (建築設備等検査員)

- 建築主事等又は前条第一項の規定による指定を受けた者は、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に 適合することを認められた工事中の建築物等について、第七条第四項、前条第一項、第四項又は次条第一項の規定に よる検査をするときは、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合することを認められた建築物の部 分及びその敷地については、これらの規定による検査をすることを要しない。
- 8 第一項第二号の規定による指定に関して公示その他の必要な事項は、国土交通省令で定める。 (国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査)
- 第七条の四 第六条第一項の規定による工事が特定工程を含む場合において、第七条の二第一項の規定による指定を受 けた者が当該特定工程に係る工事を終えた後の工事中の建築物等について、検査前に施工された工事に係る建築物の 部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から四日が経過する日までに 引き受けたときについては、前条第一項から第三項までの規定は、適用しない。
- 2 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行つたときは、国土交通省令 で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければなら ない。
- 3 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第一項の検査をした場合において、特定工程に係る工事中の建 築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主に対し て当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない。
- 4 前項の規定により交付された特定工程に係る中間検査合格証は、それぞれ、当該特定工程に係る前条第五項の中間 検査合格証とみなす。
- 5 前条第七項の規定の適用については、第三項の規定により特定工程に係る中間検査合格証が交付された第一項の検 査は、それぞれ、同条第五項の規定により当該特定工程に係る中間検査合格証が交付された同条第四項の規定による 検査とみなす。
- 6 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、第一項の検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、 国土交通省令で定めるところにより、中間検査報告書を作成し、同項の検査をした工事中の建築物等に関する国土交 通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による中間検査報告書の提出を受けた場合において、第一項の検査をした工事中の建築 物質が建筑は淮田区田中に落合したいと図めるレキは、原港など、第1条第二項では第1項の田中による会会との地